

兵庫県公報

平成21年12月25日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公 告	ページ
○ 人事行政の運営等の状況の公表について（人事課）	1

公 告

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

人事行政の運営等の状況

平成21年12月

兵庫県

目 次

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況	4
II 職員の給与・定員管理等の状況	5
III 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	25
IV 職員の分限及び懲戒処分の状況	28
V 職員のサービスの状況	29
VI 職員の研修の状況	30
VII 職員の勤務成績の評定の状況	39
VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況	40
[参考]	43

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	58
II 職員の競争試験及び選考の状況	61
III 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	71
IV 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	71

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況

1 職員の採用状況

(1) 採用試験

(平成20年度)

区 分	上 級	中 級	初 級	経験者	計
一 般 行 政 職	121人	7人	21人	7人	156人
一般事務職	35人	0人	7人	5人	47人
警察事務職	13人	0人	4人	0人	17人
教育事務職	4人	0人	1人	0人	5人
小中学校事務職	11人	0人	8人	0人	19人
その他技術職	58人	7人	1人	2人	68人
技 能 労 務 職	—	—	—	—	0人
教 育 職	1,012人	—	—	—	1,012人
警 察 職	360人	—	223人	—	583人
計	1,493人	7人	244人	7人	1,751人

※教育職については、大卒相当として上級の欄に記載

(2) 採用選考

(平成20年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職	18人	50人	2人	8人	78人
医師・歯科医師職	2人	0人	0人	25人	27人
研 究 職	1人	3人	4人	0人	8人
警 察 職	—	—	54人	—	54人
計	21人	53人	60人	33人	167人

2 職員の退職状況

(平成20年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	242人	172人	615人	1,029人	1,066人
うち技能労務職員	1人	8人	31人	40人	40人
教 育 公 務 員	169人	602人	1,180人	1,951人	2,129人
警 察 官	72人	164人	282人	518人	654人
計	483人	938人	2,077人	3,498人	3,849人

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年度の 人件費率
平成20年度	人 5,586,254	千円 1,968,992,210	千円 129,526	千円 611,477,345	% 31.1	% 32.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 57,637	千円 264,765,275	千円 59,828,381	千円 112,887,333	千円 437,480,989	千円 7,590

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成20年4月1日現在の人数である。

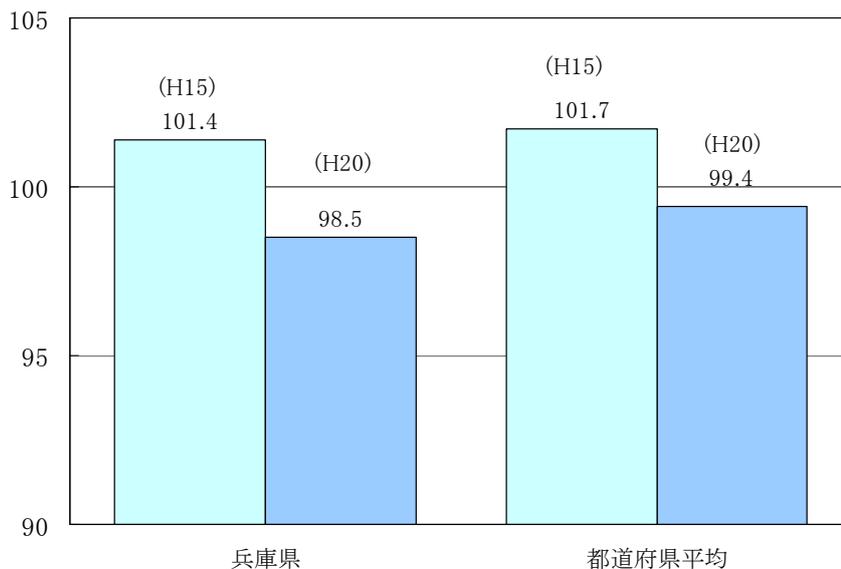
(3) 特記事項 給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置(継続) 期末手当独自0.1月分引下げ(単年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 期末手当独自0.15月分引下げ(単年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の3%減額措置(継続) 退職手当の見直し(支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 : 10%減額)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施(継続) 管理職手当の10%減額措置(継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の減額(継続) 期末手当の減額(継続)

	一般職	特別職												
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※12月昇給延伸については平成17年度で終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 退職手当の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続) 												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置(継続) 特殊勤務手当の見直し 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額(継続) 退職手当の継続(継続) 期末手当の減額(継続) 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額(他の職種も行政職との均衡により減額) <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%~16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 20%減額 副知事 : 15%減額 教育長等 : 10%減額 防災監等 : 7%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 30%減額 副知事 : 28%減額 教育長等 : 26%減額 防災監等 : 25%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。) 副知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。) <p>(参考) 議員報酬月額減額 県議会においても、行財政構造改革への取組みを踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 副議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 議員 : 報酬月額10%減額
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												

	一般職	特別職
平成21年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の見直しについても継続

(4) ラスパイレス指数の状況（5年前との比較・各年4月1日現在）



（注） ラスパイレス指数とは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数 98.4（平成20年4月1日現在）

（注） 「地域手当補正後ラスパイレス指数」は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
平成20年度	423,805円	423,833円 [402,673円]	△78円 (△0.02%) 〔21,132円〕 (5.25%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)	改定見送り (0%)

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 []内は新行財政構造改革推進方策を踏まえた減額措置後の額。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
平成20年度	4.49月	4.50月	△0.01月	改定見送り (0月)	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	44.2歳	346,200円	442,126円	396,869円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	49.1歳	1,014人	335,800円	406,009円	371,548円
うち保安員	45.9歳	41人	317,100円	409,274円	365,659円
うち用務員	51.8歳	337人	345,000円	413,434円	377,375円
うち自動車運転員	49.0歳	108人	333,200円	411,605円	374,607円

③ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	46.6歳	407,800円	483,709円

④ 中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	44.0歳	380,900円	443,318円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
兵 庫 県	39.3歳	328,300円	460,130円	373,506円

(注) 1 「平均給料月額」とは平成21年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(平成21年4月1日現在)

区 分		兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	174,330円 (178,800円)	181,200円
	高校卒	140,888円 (144,500円)	140,100円
技能労務職	高校卒	137,280円 (140,800円)	137,200円
高等学校教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
中学校・小学校教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
警 察 職	大学卒	197,535円 (202,600円)	203,100円
	高校卒	166,043円 (170,300円)	158,100円

(注) () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,577円	320,756円	361,618円
	高校卒	223,013円	264,212円	321,291円
技能労務職	高校卒	234,408円	263,566円	300,853円
高等学校教育職	大学卒	301,709円	359,674円	400,214円
中学校・小学校教育職	大学卒	309,540円	365,022円	393,700円
	短大卒	289,539円	330,209円	374,437円
警 察 職	大学卒	292,733円	346,697円	380,604円
	高校卒	249,486円	301,017円	347,378円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

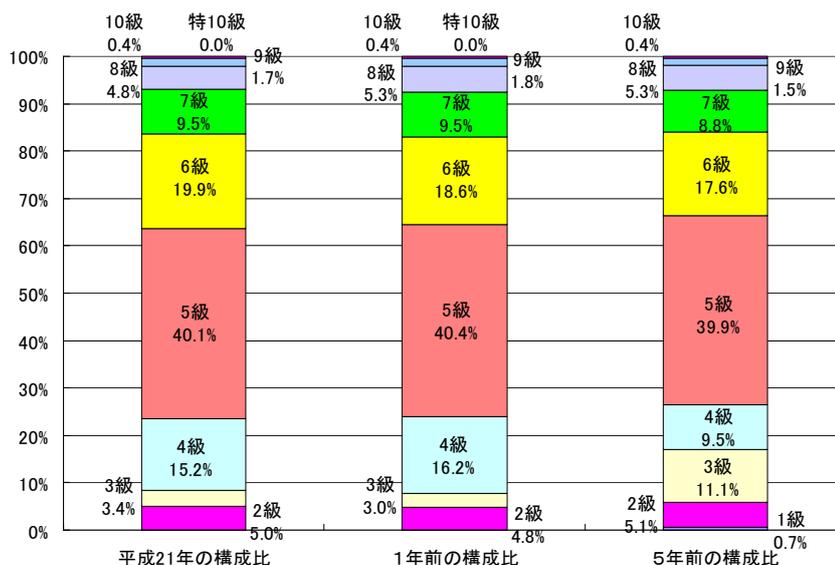
(平成21年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比
特10級	理事、会計管理者		2人	0.0%
10級	部長、局長	県民局長	34人	0.4%
9級	局長	県民局の副局長	142人	1.7%
8級	課長	地方機関の長	410人	4.8%
7級	副課長、主幹	地方機関の副所長、主幹	810人	9.5%
6級	課長補佐、係長	地方機関の課長	1,701人	19.9%
5級	主査	地方機関の課長補佐	3,432人	40.1%
4級	主任		1,300人	15.2%
3級	職員		294人	3.4%
2級	職員		425人	5.0%

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



(注) 平成18年度に1級～10級から2級～特10級に変更している。
 (旧3級及び4級を現行4級に統合、旧10級より上位に特10級を設けた。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額 (平成20年度決算)			—		
1,992千円					
(平成20年度支給割合)			(平成20年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.5 月分	一般職員	3.0 月分	1.5 月分
特定幹部職員	2.6 月分	1.9 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.9 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75月分	再任用職員	1.6 月分	0.75月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20% (抑制後 4～10%)			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25% (抑制後 5～10%)			・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当

(平成21年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	定年・勸奨		自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額		4,452千円 27,567千円	1人当たり平均支給額		— —

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)		17,327,608千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)		300,633 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)	
			21年度	22年度の 制度完成時
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 明石市 川西市 東京都特別区	31,319人	8%	17、14、12、 10、6%	18、15、12、 10、6%
姫路市	5,254人	5%	5、3%	6、3%
上記以外の市町	19,752人	3%	5、3、0%	6、3、0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績 (平成20年度決算)	2,267,021千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	105,758 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	37.2%
手当の種類 (手当数)	52
手当の詳細	P.43 参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

(5) 超過勤務手当

支給実績 (平成20年度決算)	6,852,059千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	119千円
支給実績 (平成19年度決算)	7,173,636千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	123千円

(6) その他の手当

(平成21年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円/月 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 ・職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ※16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月加算	同	—	千円 7,292,577	円 248,919
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 月額 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 57,000円以下 月額(家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃57,000円超 月額 28,000円(支給限度額) 	異	国は支給限度額 27,000円	千円 3,621,681	円 112,450
		【持家居住者】 3,500円/月 ※平成21年12月から 2,500円/月	異	国は取得後5年間まで 2,500円 ※平成21年12月から廃止		
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：365,500円/月	異	最高支給額の措置期間の10年間延長	千円 87,354	円 1,941,200
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円	異	国上限額 55,000円	千円 7,949,565	円 152,256
		【交通用具使用者】 通勤距離に応じて支給 自動車 6km未満 4,100円/月～ (上限額55,000円)	異	国上限額 24,500円		

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
単身赴任 手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円/月	同	—	千円 118,821	円 315,175
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 2,776,702	円 614,587
農林漁業 普及指導 手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に12/100又は8/100(管理職についてはこれらの1/2)を乗じた額			千円 143,391	円 489,389
特地勤務 手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じて得た額	同	—	千円 20,155	円 292,101
へき地手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じて得た額			千円 142,460	円 156,549
寒冷地手 当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において旧美方郡村岡町及び美方町並びにそれら均衡上必要があると認められる事務所にて在籍する職員に対して支給	扶養親族のある世帯主である職員:17,800円/月 扶養親族のない世帯主である職員:10,200円/月 その他職員:7,360円/月	同	—	千円 15,387	円 48,387
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給	勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 950,482	円 186,442
宿日直手 当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減あり)	同	—	千円 1,299,571	円 269,397

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給	4,000円～12,000円/回	同	—	千円 785	円 12,077
定時制 通信教育 手当	高等学校で本務として定時制又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に10/100を乗じた額（管理職手当を受ける者にあつては8/100）			千円 274,546	円 576,777
産業教育 手当	高等学校で農業、水産又は工業に関する産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に10/100を乗じた額			千円 295,786	円 504,754
義務教育 等教員特 別手当	小学校・中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員に支給	上限額：20,700円/月 職務の級号給に応じた定額			千円 6,153,051	円 181,833

5 特別職の報酬等の状況

(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,128,000円 (1,410,000円)		
	副 知 事	943,500円 (1,110,000円)		
報 酬	議 長	994,500円 (1,140,000円)		
	副 議 長	919,500円 (1,040,000円)		
	議 員	837,000円 (930,000円)		
期 末 手 当	知 事	(平成20年度支給割合)		
	副 知 事	6月期 1.60月 12月期 1.75月 計 3.35月		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.63	42,638,400円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.45	23,976,000円	任期ごと

(注) 1 給料は、知事20%、副知事7%を減額している。()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 期末手当は、知事30%、副知事28%を減額している。

3 退職手当は、知事・副知事ともに約20%を減額している(支給割合の10%減額を含む。)

4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

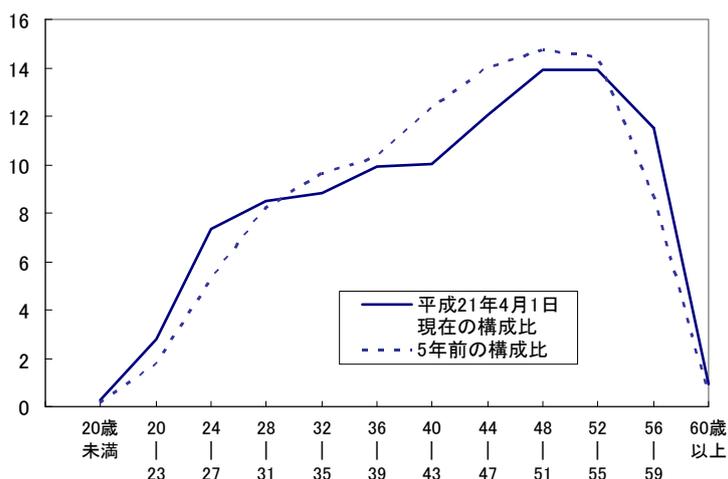
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成20年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	55	54	△ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県民局組織の統合再編 ・事務事業の見直し ・外郭団体への派遣見直し
		総 務	1,668	1,571	△ 97	
		税 務	657	620	△ 37	
		民 生	550	541	△ 9	
		衛 生	1,099	1,037	△ 62	
		労 働	243	230	△ 13	
		農林水産	1,404	1,346	△ 58	
		商 工	315	278	△ 37	
		土 木	1,956	1,836	△120	
	計	7,947	7,513	△434	参考：人口10万人当たり職員数134.5人	
	教育部門	37,366	37,005	△361	生徒数減少に伴う教員減	
	警察部門	12,321	12,199	△122	警察官の減	
	小 計	57,634	56,717	△917	参考：人口10万人当たり職員数1,015.3人	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	4,680	4,612	△ 68	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し ・医療体制の見直し（病院）
		水 道	62	58	△ 4	
		下 水 道	35	35	± 0	
		そ の 他	175	163	△ 12	
		小 計	4,952	4,868	△ 84	
合 計			62,586 [67,934]	61,585 [67,497]	△1,001 [△437]	参考：人口10万人当たり職員数1,102.4人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成21年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 164	人 1,737	人 4,535	人 5,246	人 5,440	人 6,095	人 6,161	人 7,428	人 8,557	人 8,563	人 7,092	人 567	人 61,585

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数 (a)	平成22年4月1日 職員数 (b)	純減数 (b-a)	純減率 (b-a) / (a) %
一般行政部門	8,633	7,161	△1,472	△17.1%
教育部門	38,091	36,932	△1,159	△ 3.0%
警察部門	12,029	12,295	266	2.2%
普通会計計	58,753	56,388	△2,365	△ 4.0%
公営企業等会計	4,996	5,018	22	0.4%
総 計	63,749	61,406	△2,343	△ 3.7%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	計	(参考) 17年～22年 数値目標
一般行政	職員数	8,633	8,513	8,279	7,947	7,513	—	7,161
	増 減		△120	△234	△332	△434	△1,120 (76.1%)	△1,472
教 育	職員数	38,091	37,897	37,699	37,366	37,005	—	36,932
	増 減		△194	△198	△333	△361	△1,086 (93.7%)	△1,159
警 察	職員数	12,029	12,200	12,325	12,321	12,199	—	12,295
	増 減		171	125	△ 4	△122	170 (63.9%)	266
公営企業 等会計	職員数	4,996	4,934	4,927	4,952	4,868	—	5,018
	増 減		△62	△7	25	△84	△128	22
計	職員数	63,749	63,544	63,230	62,586	61,585	—	61,406
	増 減		△205	△314	△644	△1,001	△2,164 (92.4%)	△2,343

(注) 1 計画期間は17年～22年の5年間である。

2 ()内の数値は数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 企業庁の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成19年度の総 費用に占める職員給与 費比率
平成20年度	千円 22,970,189	千円 3,114,297	千円 2,097,330	% 9.1	% 6.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 209	千円 909,547	千円 233,092	千円 403,755	千円 1,546,394	千円 7,399

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月）
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置（継続） 期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し（対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し（査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し（支給率の見直し、調整額の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職（公営企業管理者）												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤勉手当への勤務実績の反映 ※12月昇給延伸については平成17年度で終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料の減額（継続） ・ 期末手当の減額（継続） 												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職手当の10%減額措置（継続） ・ 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料の減額（継続） ・ 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料の減額 行政職は次のとおり減額(他の職種も行政職との均衡により減額)。 <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% ・ 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 ・ 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ ・ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 	区分	見直し前	見直し後	1 級地	10%	8%	2 級地	7%	5%	3 級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額の見直し 10%減額 ・ 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) ・ 期末手当の減額 26%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1 級地	10%	8%												
2 級地	7%	5%												
3 級地	5%	3%												
平成21年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料の減額（継続） ・ 期末・勤勉手当の減額（継続） ・ 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料の減額（継続） ・ 期末手当の減額（継続） 												

② 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（企業庁）	45.9歳	446,399円	619,373円

(注) 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成20年度決算） 1,932千円			1人当たり平均支給額（平成20年度決算） 1,992千円		
（平成20年度支給割合）			（平成20年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0 月分	1.5 月分	一般職員	3.0 月分	1.5 月分
特定幹部職員	2.6 月分	1.9 月分	特定幹部職員	2.6 月分	1.9 月分
再任用職員	1.6 月分	0.75月分	再任用職員	1.6 月分	0.75月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～25%（抑制後 5～10%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～25%（抑制後 5～10%）		

イ 退職手当

（平成21年4月1日）

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	— 千円	26,281千円	1人当たり平均支給額	4,452千円	27,567千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は平成20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度決算）		70,676千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		338,163 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 明石市 川西市 東京都特別区	8%	139人	8%
姫路市	5%	26人	5%
上記以外の市町	3%	44人	3%

エ 特殊勤務手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績（平成20年度決算）	1,687千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	29,593 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	27.7%
手当の種類（手当数）	7
手当の詳細	P.49 参照

オ 超過勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	41,648千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	195千円
支給実績（平成20年度決算）	30,065千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	144千円

カ その他の手当

(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職と 同じ	同	—	39,357千円	255,564円
住 居 手 当				13,189千円	87,344円
通 勤 手 当				43,561千円	206,449円
単身赴任手当				0千円	0円
管 理 職 手 当				31,920千円	818,464円
特 地 勤 務 手 当				836千円	418,019円
寒 冷 地 手 当				140千円	46,667円
夜 勤 手 当				1,662千円	151,051円
管理職員特別 勤務手当				0千円	0円

(2) 病院事業の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成19年度の総 費用に占める職員給与 費比率
平成20年度	千円 88,457,802	千円 △ 4,006,573	千円 45,158,798	% 51.1	% 50.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 4,353	千円 17,437,819	千円 7,329,767	千円 7,699,276	千円 32,466,862	千円 7,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
給与の抑制措置

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職（病院事業管理者）												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（医師を除く） 行政職は次のとおり減額（医師を除く、他の職種も行政職との均衡により減額）。 <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額（医師を除く。） 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 15%→7.5% 10%→5% 管理職手当の減額（医師を除く。） 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸 看護職給料表の見直し 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 26%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続。医師を除く。） 期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） 管理職手当の減額（継続。医師を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県(病院事業)			
医 師	42.7歳	563,570円	1,219,995円
看 護 師	37.6歳	319,681円	512,235円
事務職員	43.4歳	373,517円	608,641円

- (注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。
2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

兵庫県(病院事業)			兵庫県(一般行政職)		
1人当たり平均支給額(平成20年度決算) 1,769千円			1人当たり平均支給額(平成20年度決算) 1,992千円		
(平成20年度支給割合)			(平成20年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.5月分	一般職員	3.0月分	1.5月分
特定幹部職員	2.6月分	1.9月分	特定幹部職員	2.6月分	1.9月分
再任用職員	1.6月分	0.75月分	再任用職員	1.6月分	0.75月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%(抑制後 4~10%) ・管理職加算 10~25%(抑制後 5~10%)			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%(抑制後 4~10%) ・管理職加算 10~25%(抑制後 5~10%)		

イ 退職手当

(平成21年4月1日現在)

兵庫県(病院事業)			兵庫県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例加算 2~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額	2,026千円	23,570千円	1人当たり平均支給額	4,452千円	27,567千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績（平成20年度決算）		1,396,760千円		
支給職員1当たり平均支給年額（平成20年度決算）		320,873 円		
支給対象地域		支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師 以外	神戸市、尼崎市 西宮市、明石市	8%	2,586人	12、10、3%
	姫路市	5%	418人	3%
	加古川市、丹波市 洲本市、たつの市	3%	1,082人	3、0%
医師	全地域	14%	541人	14%

エ 特殊勤務手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績（平成20年度決算）	967,618千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	328,451 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	64.1%
手当の種類（手当数）	13
手当の詳細	P.49 参照

オ 超過勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	1,746,673千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	405千円
支給実績（平成20年度決算）	1,886,091千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	433千円

(注) 超過勤務手当には夜勤手当を含む。

カ その他の手当

(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職 と同じ	同	-	349,207千円	207,614円
住 居 手 当				375,740千円	163,223円
通 勤 手 当				551,953千円	161,911円
初任給調整手当				1,130,013千円	2,081,054円
単身赴任手当				4,077千円	271,800円
管 理 職 手 当				199,461千円	940,854円
宿 日 直 手 当				392,852千円	405,002円

Ⅲ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間・休暇

(1) 職員の勤務時間・休憩時間

原則として月曜日から金曜日まで

(平成21年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 主な休暇等の導入状況

(平成21年4月1日現在)

条例上の休暇の種類(名称)	概 要	取得単位
年次休暇	1暦年につき20日 ※年の途中で職員となった者は 20日×発令日から年末までの月数/12月=年次休暇日数	1日、半日又は1時間
病気休暇	①公務傷病：任命権者が療養上必要と認める期間 ②結核性疾患又は精神障害：2年 ③その他の傷病：4か月(任命権者が特に必要と認めるときは6か月)の範囲内において認める期間	1日を単位として引き続く期間 ただし、人工透析の通院治療及び不妊治療の場合は1日又は1時間単位、妊産婦の保健指導等の場合は1時間単位の取得が可能
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録の申し出を行う場合又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇：1暦年につき5日	日、時間又は分を単位として取り扱うが、活動する時間が勤務時間の一部であるため、時間又は分で取得した場合でも1日分を使用したことになる。
	結婚の場合：週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	—
	出産の場合：出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間	—
	生後1年6月に達しない生児を育てる場合：1日2回計90分	—
	配偶者の出産補助休暇：3日	1日、半日又は1時間単位
	子育て支援休暇：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護するため1暦年につき5日	1日、半日又は1時間単位
	親族の喪の場合：親族に応じ異なる(例；配偶者、父母、子の場合、10日等)	—
夏季休暇：6/1～9/30の間に5日	—	
男性の育児参加のための特別休暇 →職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合に5日	1日、半日又は1時間単位	
介護休暇	負傷、疾病、老齢により、2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に6月の期間内(ただし無給)	1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は1日を通じ、始業時刻又は就業時刻の連続した4時間の範囲内

(3) 育児休業等について

① 制度の概要

(平成21年4月1日現在)

休業の種類 (名称)	概 要	取得単位
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
育児短時間勤務	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間勤務をすることが可能 【勤務パターン】 ① 3時間55分/日 (週19時間35分) ② 4時間55分/日 (週24時間35分) ③ 週3日 (週23時間15分) ④ 週2日半 (週19時間25分)	—
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	30分単位

② 育児休業の取得者数等 (平成20年度)

ア 知事部局等

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)		
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数
男性職員	0	1	0	152	0	0
	1	—	0			
女性職員	65	14	21	64	63	1
	107	—	19			
計	65	15	21	216	63	1
	108	—	19			

(注) 「育児休業取得者数」、「育児短時間勤務者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、平成20年度に新たに育児休業(育児短時間勤務又は部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(育児短時間勤務又は部分休業)の期間が平成19年度以前から平成20年度にかけて引き続いている職員数。(以下同じ)

イ 教育委員会

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)		
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数
男性職員	8	0	0	269	8	0
	0	—	0			
女性職員	528	2	3	535	528	2
	634	—	2			
計	536	2	3	804	536	2
	634	—	2			

ウ 警察本部

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）		
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数
男性職員	0	0	0	542	0	0
	0	—	0			
女性職員	35	1	8	35	35	0
	68	—	0			
計	35	1	8	577	35	0
	68	—	0			

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成20年度）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局	0	0	115	0	115
教育委員会	0	0	402	0	402
警察本部	0	0	72	0	72
その他	0	0	69	0	69
計	0	0	658	0	658

2 懲戒処分者数（平成20年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局	0	2	3	1	6
教育委員会	14	10	9	5	38
警察本部	3	0	2	2	7
その他	1	0	1	0	2
計	18	12	15	8	53

V 職員の服務の状況

1 服務規律の遵守に関する取組（平成20年度）

(1) 知事部局等

知事部局等では、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を遵守し、清潔で公正な県政を展開する必要があることから、副知事通知「執務姿勢の確立と綱紀粛正について」を年2回発出し、各部局や各所属においての取組を進めました。

<主な内容>

- ・県民主役の「参画と協働」の行政の推進について
- ・綱紀粛正及び服務規律の確保等について
- ・働きがいのある明るい職場づくりについて

(2) 教育委員会

教育委員会では、綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、教育長名の通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

<主な内容>

- ・県民主役の「参画と協働」の行政の推進について
- ・綱紀粛正及び服務規律の確保について
- ・働きがいのある明るい職場づくりについて
- ・パワーハラスメントの防止に向けた取組

(3) 警察本部

警察本部では、県民の安全を守る力強い警察を確立するため、厳正な規律を保持する必要があることから、本部長名の通達を発出し、職員に対し、規律の振粛と各種事故防止について徹底を図り、また、警察署等に対する監察を定期・随時に実施しました。

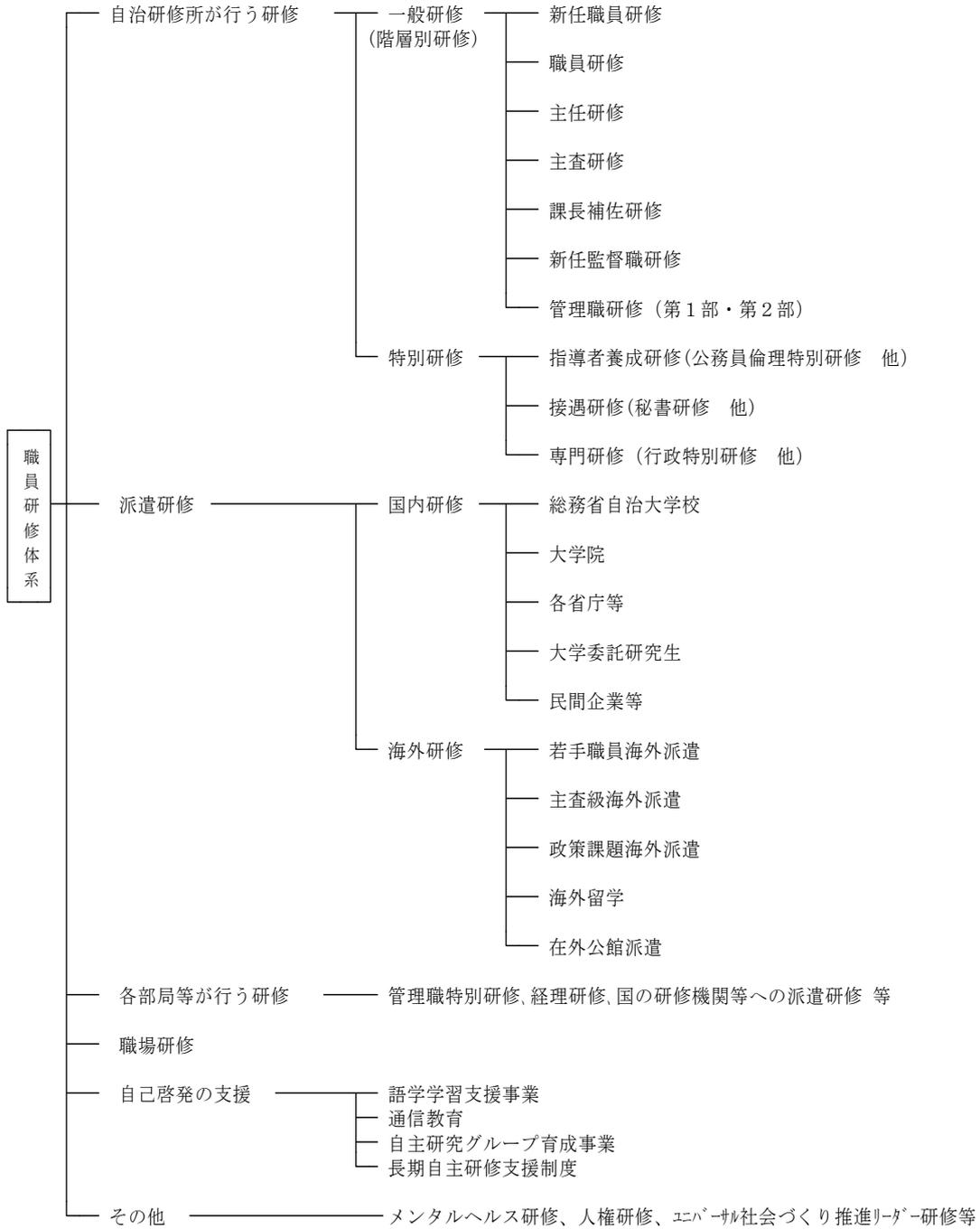
<主な内容>

- ・異動期における規律の振粛について
- ・年末年始における規律の振粛について

VI 職員の研修の状況

1 知事部局

(1) 研修体系（平成20年度）



(2) 研修内容 (平成20年度)

【一般研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
新任職員 研修 (前期)	H19. 4. 2～H20. 4. 1の間に行政職及び研究職として採用された職員	公務員・県職員としての意識・心構えの確立を図るとともに、新任職員として必要な基礎的知識及び態度を習得する。	73 59 6	3	138	9～ 10	4月
新任職員 研修 (後期)	H19. 4. 2～H20. 4. 1の間に行政職及び研究職として採用された職員	県職員としての約半年の経験を踏まえ、県政及び県政を取り巻く現状への理解を深め視野を広げるとともに、政策形成の基礎を学び、県政の課題やその解決策を考える力を養う。	67 70	2	137	5	10～ 11月
職員研修	平成17年度までに行政職2級に昇格した職員(2級で採用された職員を含む。) ※経験者採用職員及び当該年度新任職員研修(前期・後期)対象職員を除く。	複雑多様化する社会経済情勢や県政を取り巻く状況、地域における行政課題等に対する視野を広げ、今後の県及び自身のあり方を考える事により、県職員としての自覚を深め、意識改革を図る。	33 43 41	3	117	3	12～ 1月
主任研修	H19. 4. 2～H20. 4. 1 の間に主任に昇任した職員	複雑多様化する行政需要と厳しい財政制約の中、県民に真に必要な政策を効果的・効率的に推進するために、大局的な視野と現場主義の視点に立って、主体的に判断して行動する意欲や能力の向上を図る。	69 74 86	3	229	3	11～ 12月
主査研修	〔主査2年目相当の職員〕 H19. 4. 1～H20. 3. 31の間に主査に昇任した職員で、監督職、担当係長(担当課長補佐)でない者 ※行政特別研修修了者及び自治大学校第1部課程派遣者を除く。	複雑化・多様化する社会経済情勢や地方行政を取り巻く変化に対し、主体的に判断して行動する中堅職員にふさわしい総合的な視野や高い識見を涵養するとともに、参画と協働による県政を推進していく上で必要な職務遂行能力の向上を図る。	64 69 72 69	4	274	2	10～ 2月
課長補佐 研修	H19. 4. 2～H20. 4. 1に課長補佐になった職員	地方行政を取り巻く変化に対し、主体的に判断して行動する課長補佐にふさわしい総合的な視野や高い識見を涵養するとともに、その役割を果たすための職務遂行能力の向上を図る。	36 50	2	86	1	9～ 11月
新任 監督職 研修 (合同)	H19. 4. 2～H20. 4. 1の間に、本庁の係長又は地方機関の課長等に昇任した職員	地方分権の進展や社会経済情勢の動向を的確に捉え、主体的に判断して行動する監督職にふさわしい総合的な視野や高い識見を涵養するとともに、組織目標を達成していくために必要な職務のマネジメント能力等、監督職として必要な知識を習得する。	75 82 82 85 92	5	416	3	6～ 7月

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
管理職 第1部 研修	H19.4.2～H20.4.1の間に副 課長等に昇任した職員	管理職として役割を認識する とともに、職場を管理運営し仕 事の成果に繋げるマネジメン ト能力等、管理職として必要な 知識・技術を習得する。	61 53 63	3	177	2	5～ 6月
管理職 第2部 研修	H19.4.2～H20.4.1の間に、本 庁の課室長又は地方機関の 所長・参事等（7級含む。） に昇任した職員	変化の激しい困難な時代にお ける管理職として、県政方針を 再認識し、難局に立ち向かって いく使命感を持たせるととも に、あるべき管理職像を自ら考 え実践できるようその考察の 機会とする。	前期 107 後期 35 31 33 計99	3	99	3	前期 5月 後期 5～ 7月

(注) 備考欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修をさす。

【特別研修】

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
行政特別 研修	主査又は地方機関の課長補 佐の職にある者で、選考試験 に合格した職員	地方行政を取り巻く環境や行 政需要が激しく変化、多様化す るなかで県民本位、生活重視、 現場主義の県政を推進し、「元 気なひょうご」をつくっていく ため、特に意欲ある職員を対象 に、主体的に判断して行動する 将来の県政遂行リーダーにふ さわしい総合的な視野や高い 識見を涵養するとともに、前例 にとらわれない発想、戦略的な 視点で地域課題や住民ニーズ を的確に把握して対応できる 能力の向上を目指す。	34	1	34	27	7～ 9月
秘書研修	秘書的な業務に専任で従事 する職員（臨時的任用職員、 非常勤嘱託員、日々雇用職員 を含む。）	秘書として必要な知識、技能及 び態度等の習得と向上を図る。	51	1	51	2	4月
特別支援 プログラム 研修	綱紀委員会で審議の上、 企画県民部長が認定した 職員	職務遂行能力の不足等により 事務執行に支障が生じている 職員に対して、当該職員の職務 遂行能力の向上や公務員とし ての自覚を促すなど、改善のた めの支援を行う。	1	1	1	2か 月	6月 11月
行政課題 の現場 体験研修 (合同)	主査（地方機関の課長補佐を 含む。）以下の職員（入庁5 年目以降）	県の主要施策に関連した現場 への訪問・調査を通して、課題 の認識や現状の理解を深め、さ らにその課題への対応方を 提案することにより、現場主 義、総合的な視点から行政課題 に対応する能力の向上を図る とともに、職員の政策提案への 参画意欲及び士気高揚を図る。	15	1	15	4	9～ 10月

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
政策課題 研究グル ープ支援 事業 (合同)	主査・主任等の職にある者及びそれと同等の職にある者（グループリーダーについては、副課長、主幹、課長補佐、係長又はそれと同等の職にある者）	県政の重要政策課題について先導的な研究を職務として行い、県政への参画を促進し若手職員の政策形成能力の向上を図り政策提案を図っていくとともに士気高揚を図る。	13 9	2 グ ル ー プ	22	8か 月	8～ 翌年 3月
政策づく りの基本 と実践 研修 (合同)	主査（地方機関の課長補佐を含む）・主任、その他研修に取り組む意欲が高い職員（管理・監督職を除く。）	NPO団体等の意見交換や先進的に取り組んでいる地域の事例調査などを踏まえた政策づくりの演習を通して、①地域での課題を発見する視点、②地域課題を踏まえた政策づくりの考え方や手法を学び、「参画と協働」型の政策立案能力を養う。	20	1	20	8	7～ 10月
地域別管 理職研修	地方機関の行政職7級以上の職にある者及び県民局長がこれに相当する職にあると認める者	社会経済環境の変化や職場の課題等についての認識を深めることにより、管理能力や情勢適応能力の向上を図る。	—	—	1477	1	県民 局単 位で 実施
地域別 監督職、 課長補 佐・主査 研修	監督職昇任3～4年目の職員で現に地方機関の監督職にある者及び主査研修4～5年目の職員で現に地方機関の主査（課長補佐）の職にあたる者	それぞれの地域の現状と課題についての認識を深め、現場主義に立脚し、直面する課題解決に向けた能力の向上及び士気高揚を図る。	—	—	206	1	県民 局単 位等 で実 施
公務員 倫理特別 研修	①各部局の人事管理・職場運営管理を担う副課長等（7級職員）、②各所属において公務員倫理の指導的立場を担う副課長等（7級職員）、③①②に準ずる者として部局長が推薦する管理・監督職	公務員倫理に関する事件・事象について、平時の予防、発生時の対応などの具体的知識を身につけることにより、公務員倫理意識の向上と、職場における指導能力・問題対応能力の一層の向上を図る。	28	1	28	2	6月
接遇研修 リーダー 研修	平成20年度の各所属の接遇研修リーダー	職場における接遇の重要性を認識し、接遇を向上させるために必要な知識等を習得する。	39 46 42 49	4	176	1	5～ 6月
職場接遇 向上研修	職場単位（庁舎単位）	県民から信頼される職場づくりのため、職場全体で接遇態度等の向上を図る。	—	4	—	2	7～ 10月

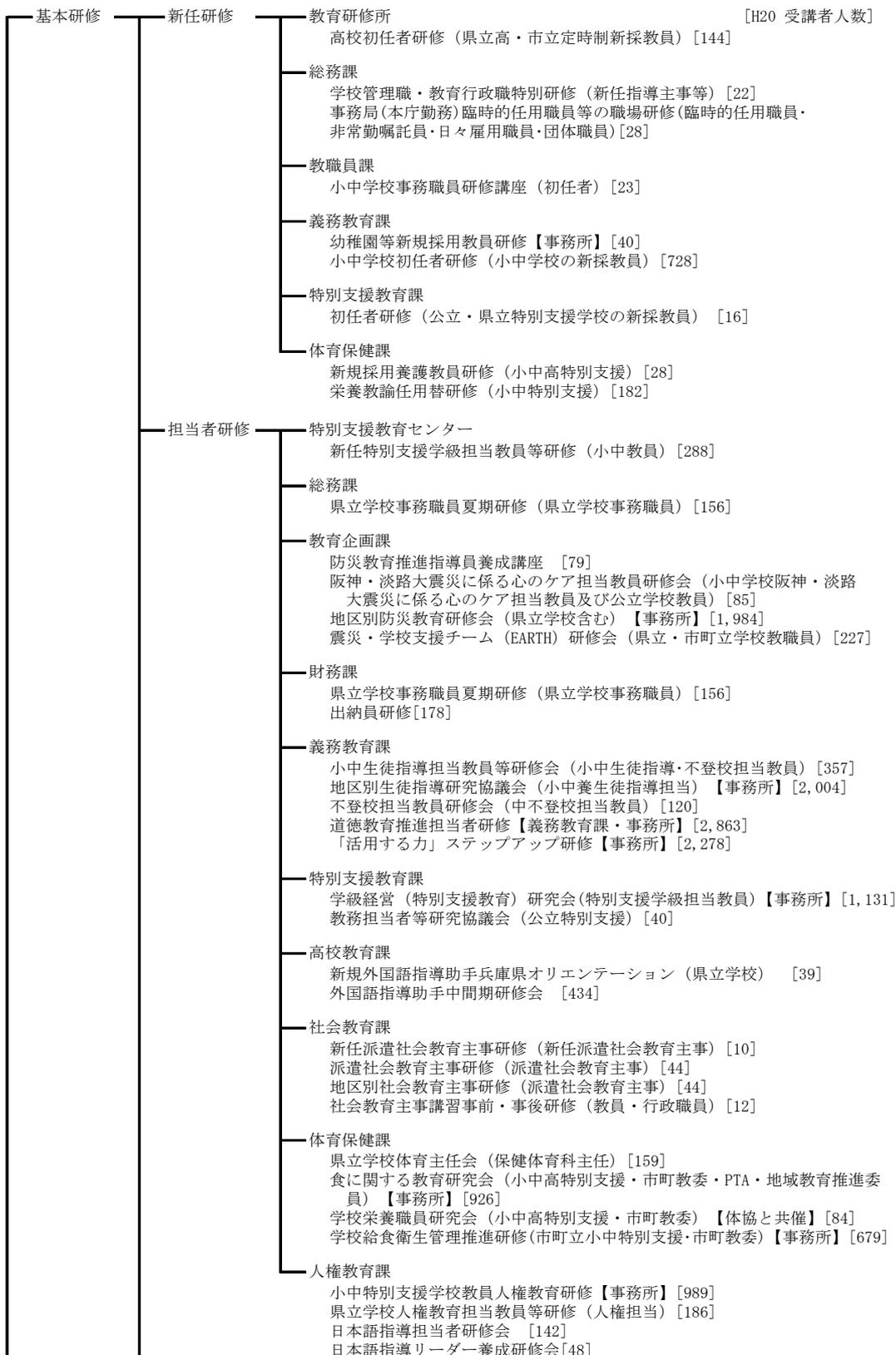
(注) 備考欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修をさす。

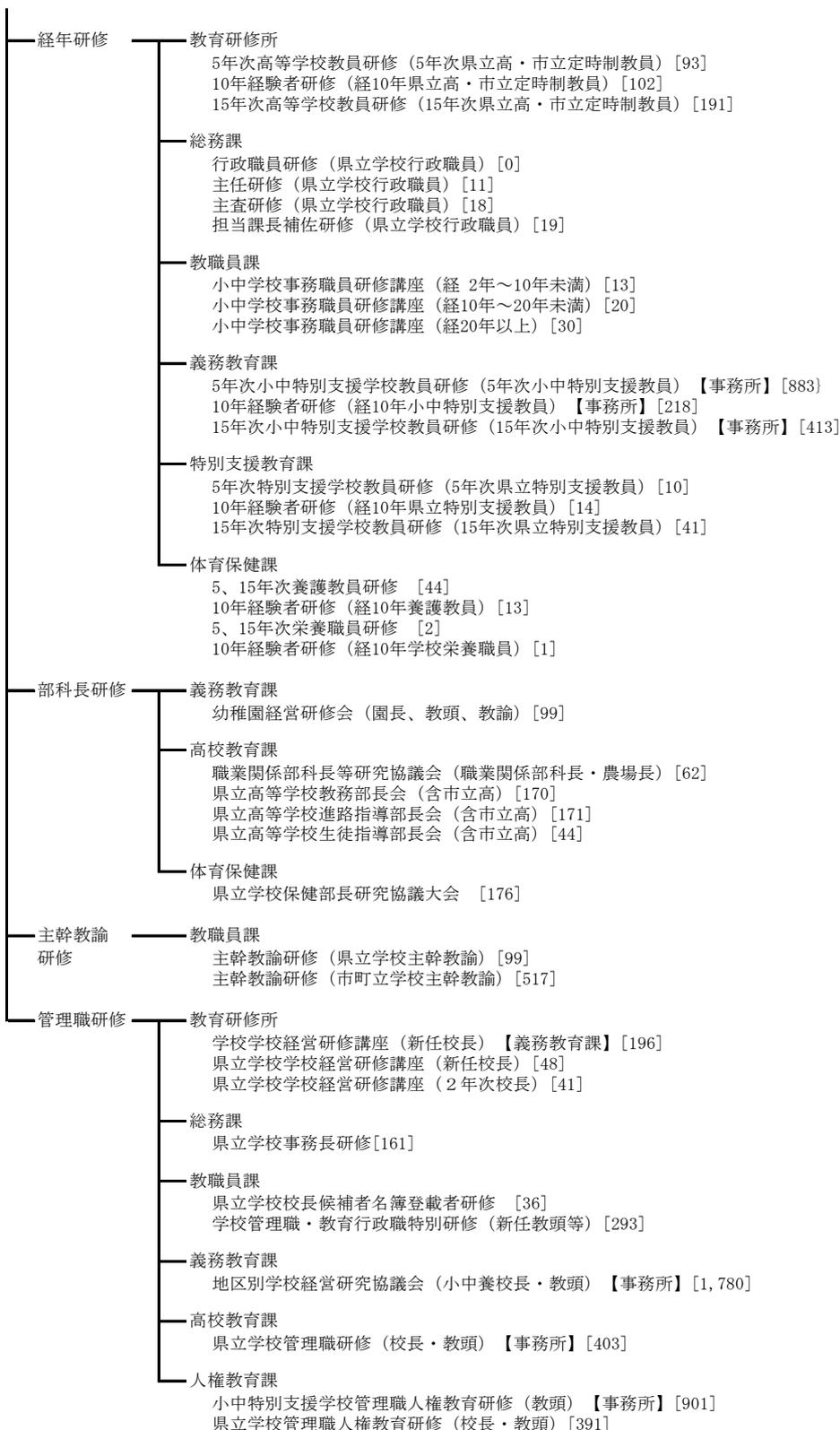
【自己啓発】

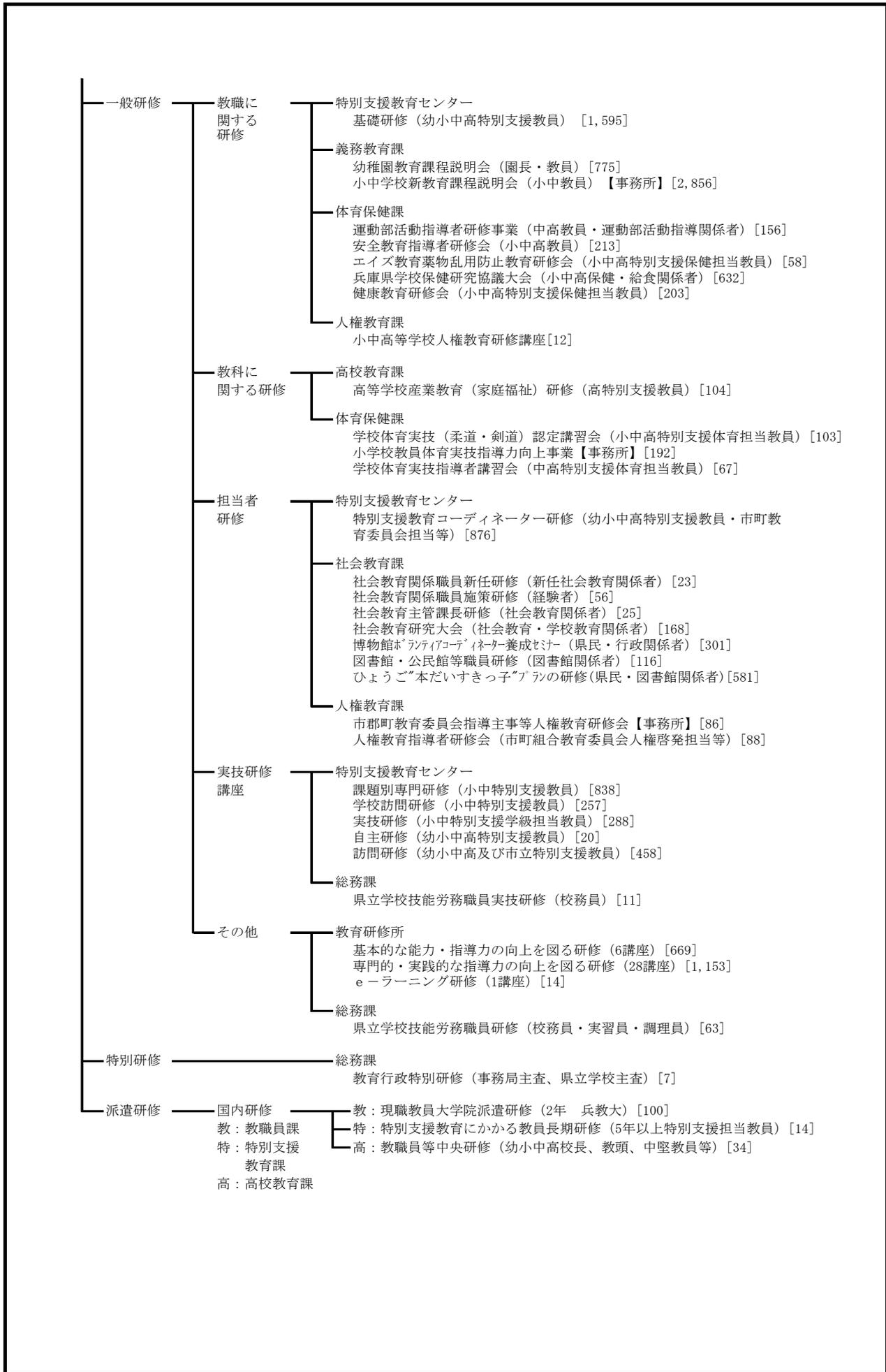
研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
語学学習 支援事業	県職員（学校教職員・警察を除く。臨時的任用職員、非常勤嘱託員、日々雇用職員を含む。）	兵庫県職員の外国語専門学校での語学学習を支援することにより、語学能力の向上と外国文化等に対する理解の促進を図る。	—	—	9	1 年間 随時	4～ 3月
通信教育 講座	県職員（教育委員会事務局職員を含む。公社等採用職員、非常勤嘱託員、臨時的任用職員、日々雇用職員を除く。）	職員の主体的な自己啓発を促進するため、職員の通信教育講座の受講を支援する。	—	148 コース	96	1か月 ～ 6か月	7月 開講
自主研究 グループ 育成事業	全職員	県における各種行政課題等について自主的に研究を行うグループの活動を奨励することにより、自己啓発意欲と県職員として必要な知識・能力等の向上を図る。	—	—	10 グル ープ	10か 月	6～ 3月

2 教育委員会

(1) 研修体系 (平成20年度)





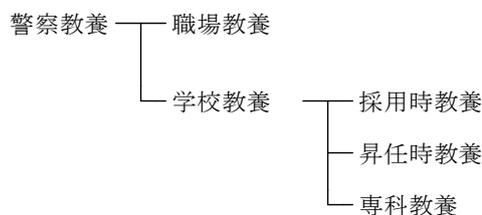


(2) 研修内容（平成20年度）

区 分	研修の概要	受講者人数
基本研修	全員若しくは該当者全員が参加する研修	24,677人
新任研修	新任教職員等を対象とした研修	1,211人
担当者研修	担当者を対象とした研修	15,742人
経年研修	経験年数等による研修	2,136人
部科長研修	各学校の部長（主任）、学科長を対象とした研修	722人
主幹教諭研修	主幹教諭を対象とした研修	616人
管理職研修	管理職を対象とした研修	4,250人
一般研修	希望者の応募による研修	13,057人
特別研修	主査の職にある者で、選考試験に合格した者を対象とした研修	7人
派遣研修	国内外の大学等への派遣を伴う研修	148人

3 警察本部

(1) 教養の体系（平成20年度）



(2) 教養内容（平成20年度）

研修名		対象者	目的	実施人数	実施回数	期間	
採用時教養	初任科	新たに採用した警察職員	高い倫理観の醸成と初動対応力及び現場適応力の基礎を養成	短期課程	354	3	6か月間
				長期課程	280	5	10か月間
	初任補修科			短期課程	344	3	2か月間
				長期課程	167	3	3か月間
一般職員初任科				19	1	4週間	
昇任時教養	警部補任用科		各級幹部として必要な知識・技能の修得	54	2	2週間	
	巡査部長任用科			10	1	2週間	
専科教養	部門別任用科	各種専門職種別の対象者	社会情勢や犯罪情勢の変化に対応した専門的な実務教養	4 課程	269	11	2～4週間
	総警務部			11課程	1058	28	3～15日間
	刑事部			6 課程	235	12	5～12日間
	生活安全部			7 課程	123	6	5日間
	地域部			6 課程	254	10	5～19日間
	交通部			7 課程	142	7	5～24日間
	警備部			2 課程	79	3	5～9日間

Ⅶ 職員の勤務成績の評定の状況

1 勤務成績の評定の概要 (平成21年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の能力及び適性等を記録し、職員の指導監督の有効指針とし、かつ、人事異動その他人事行政運営上の公正な基礎資料とし、もって職員の能率の発揮及び増進を図る。
対象者及び 評定の時期	(知事部局等) 本庁課長以上の職にある者：毎年11月1日基準 上記以外の職にある者：毎年10月1日基準 (教育委員会) 教職員：毎年10月1日基準 (警察本部) 警視以下の警察官及び同相当職以下の一般職員：毎年1月1日評定

2 目標管理制度の概要 (平成21年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、組織目標に基づく個人の目標を設定し、目標への挑戦、自己評価、上司からの指導助言を通じて、組織の活性化と公務能率の向上を推進するとともに、職員の能力開発を図る。
対 象 者	(知事部局) 管理職 (教育委員会) 教育委員会事務局職員については管理職 学校については校長
評価時期	各年度の目標達成度について、毎年10月に中間評価、2月～3月に年度末評価を実施

3 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

勤務成績の評定に基づき、勤務成績が良好である者を選考し、決定している。

平成21年1月1日の昇給において、知事部局では「良好」を標準に、「極めて良好」(標準より2号給上位)に決定された者が953名(11.3%)、「特に良好」(標準より1号給上位)に決定された者が1,476名(17.5%)、「良好でない又は極めて良好でない」に決定し昇給号給数を標準より下位とした者は34名(0.4%)であった。

4 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (知事部局)

目標管理制度対象者は、目標管理制度における評価点数に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。また、目標管理制度対象者以外は、勤務成績の評定に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。

平成21年6月期の勤勉手当において、知事部局では「良好」を標準に、「特に優秀」(標準の2割増し)に決定された者は291名(4.2%)、「優秀」(標準の1割増し)に決定された者が2,109名(30.2%)、「不良」に決定し成績率を標準より割落とした者は22名(0.3%)であった。

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成21年4月1日現在)

労働安全衛生体制

職員の健康障害の防止、健康の保持増進を図るため、「労働安全衛生法」に基づき、職場の安全・衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会の設置や職場環境の改善を行う産業医、衛生管理者等の選任を行っています。

(法令等に基づき選任している主な職)

- ・ 統括安全衛生管理者（安全衛生管理者の指揮、業務統括）
- ・ 安全衛生管理者（衛生管理者の指揮等）
- ・ 産業医（職員の健康管理、健康診断の実施、衛生教育の実施等）
- ・ 安全管理者（職員数50人以上の所属の安全に関する業務の管理）
- ・ 衛生管理者（職員数50人以上の所属の衛生に関する業務の管理）
- ・ 安全衛生推進者、衛生推進者（職員数10人以上50人未満の所属の安全や衛生に関する業務の管理）

健康診断、健康教育・面接指導

職員が健康で公務に専念できるよう、「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断や特定の業務に従事する職員を対象とした特殊業務従事者健康診断及びがん検診等を行っています。

また、定期健康診断受診後のフォローや生活習慣病の予防、改善のための健康教育・保健指導等の実施、長時間の時間外勤務を行った職員に対する面接指導などを行っています。

(主な健診項目)

- ・ 定期健康診断（問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接撮影、血圧、尿、心電図、血液）、胃検診等のがん検診、特殊業務従事者健康診断、VDT作業従事者健康診断

(主な健康教育・保健指導・面接指導)

- ・ 特定保健指導、健康診断の事後相談、長時間の時間外勤務を行った職員に対する産業医の指導

職員相談事業

職員、退職者、家族の精神的、経済的な不安・悩み・心配ごとの相談に応え、解消することによって、明るい職場づくりを目的として、本庁・警察本部や地方機関・警察署に職員相談員を配置しています。

(相談内容)

- ・ 一般相談 職場や日常生活等の一般的な悩み相談
- ・ 専門相談 弁護士や税理士による法律・税務専門相談
- ・ 交通事故相談 公務中や私用中の交通事故に関する相談

体育文化事業

職員の体力向上と元気回復のため、職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置、文化教養やボランティアへの参加意識を高めるため、職員時報の発行や職員ふれあいセンターの運営を行っています。

(主な事業)

- ・ 体育事業 職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置
- ・ 文化事業 職員時報の発行
- ・ ボランティア活動推進 職員ふれあいセンターの運営

職員住宅

職員の生活の安定及び大規模災害や重大な事件事故に対応するため、職員住宅及び待機宿舍等の設置、管理を行っています。

(設置戸数)

【知事部局】	1,366戸	(内訳)	世帯用：793戸、	単身用：573戸)
【教育委員会】	973戸	(内訳)	世帯用：876戸、	単身用：97戸)
【警察本部】	2,277戸	(内訳)	世帯用：1,492戸、	独身寮：785戸)

メンタルヘルス対策事業

職員自らのストレスへの気づきを支援するストレスチェックの実施、専門職員の職場巡回による予防、心身の不調を感じた場合に気軽に相談することができる専門医等による相談窓口の設置、療養者が円滑に職場復帰するための支援を行っています。

また、こころの健康管理に対する研修などを行っています。

【知事部局】

- ・ ストレスチェック
定期健康診断時のストレスチェック
- ・ 予防
専門職員（保健師）による職場巡回相談
- ・ 相談体制
健康なやみ相談、精神科医による相談
- ・ 職場復帰支援
ならし出勤制度
- ・ 研修
管理監督職（所属長、副課長・副所長、係長・地方機関課長等）対象のメンタルヘルス研修

【教育委員会】

- ・ 相談体制
精神保健の専門医・臨床心理士による面接相談（メンタルヘルス相談）
- ・ メンタルヘルスチェック
35歳以上の希望する職員対象のメンタルヘルスチェックテスト
- ・ ストレスドッグ
心理テスト、血液検査等関連検査、医師等による面接
- ・ 研修
校長、教頭を対象としたメンタルヘルス研修
- ・ 職場復帰トレーニング、プレ出勤制度、職場復帰サポート教員の配置

【警察本部】

- ・ 相談体制
カウンセラーによる相談（心の相談室）、健康管理センター医師、保健師による相談、職員相談室、専門相談員による相談
- ・ ストレスチェック
- ・ 人事異動者を対象としたメンタルヘルスチェック
- ・ 定期健康診断時における心の健康チェックの実施
- ・ 研修等
幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、教養資料の配付

子育て支援の状況

次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定し、「職員一人ひとりが働きやすく、安心して子育てができる『元気』あふれる職場づくりの実現」を目指して取組を進めています。

(主な取組)

【知事部局】

- ・特定事業主行動計画「県職員子育てサポートプラン」の策定 (H17)
- ・子育てに関する制度等の周知
「子育て支援に関する手引き」の作成・改訂 (H17 作成、H20 改訂)
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)、
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)、
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
「男性職員の子育て参加ガイド」の作成 (H20)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
管理監督職向けの研修の実施 (H18～)
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【教育委員会】

- ・特定事業主行動計画「～子育て支援ひょうごプラン～次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定 (H17)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)、
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)、
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
「育児参加を考える男性の皆さんへ」の作成 (H20)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【警察本部】

- ・特定事業主行動計画「兵庫県警察次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定 (H17策定、H19・21改正)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
「育児休業取得者プログラム、妊娠・出産・育児に関して取得できる休暇等の一覧」等の作成・配信 (H17、以後順次改正)
- ・子育て職員の支援
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)、
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)、「のじぎく休暇実施要領について」の改正による年次休暇の取得奨励 (H20～)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
週のうち1日を定時退庁日に設定 (H17～)

【 参 考 】

1 行財政構造改革推進方策における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標										
始期	終期											
平成20年度	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20～30年度の間に約30%の定員削減を行う。 ・団塊の世代の大量退職期である平成20～22年度の3年間には、削減総数の2分の1となる約15%の削減に取り組む。 <p>【平成20～30年度におおむね3割の定員削減を行う部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>削減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>△約2,700人</td> </tr> <tr> <td>教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）</td> <td>△約 420人</td> </tr> <tr> <td>警察部門（事務職員）</td> <td>△約 110人</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）</td> <td>△約 200人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 県立大学の事務局職員は平成20～22年度の3年間で約15%を削減し、中後期については、大学の今後のあり方に基づき適正配置 ※ 教育部門（教育委員会の法定教職員、県立大学の教員）、警察部門（警察官）、公営企業部門（病院局の医療職員）は法令等の配置基準に基づき適正配置 	区 分	削減数	一般行政部門	△約2,700人	教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人	警察部門（事務職員）	△約 110人	公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人
区 分	削減数											
一般行政部門	△約2,700人											
教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人											
警察部門（事務職員）	△約 110人											
公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人											

2 民間の類似職種の給与（平成21年4月1日現在）

	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)	本県類似職種との 平均給与月額比	年収ベース (円)	本県類似職種との 年収ベース比
守 衛	58.6	238,200	1.72	3,434,900	1.94
用 務 員	54.5	214,000	1.93	3,027,000	2.23
自家用自動車運転手	56.6	299,700	1.37	4,134,000	1.60

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む。）を使用している。（平成18～20年の3か年平均）

※ 本県類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースのデータは平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本県類似職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当、を加えた試算値である。

3 特殊勤務手当について

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	県税事務所に勤務する職員	下記の業務のうち知事が指定するもの (1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等	日額 600円 (特に困難な業務については日額800円)
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う災害予防、災害応急対策又は救急の業務に従事したとき	1時間 1,900円 (飛行中の航空機から降下して行う業務は1日870円加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
衛生検査作業手当	健康福祉事務所、保健所、健康環境科学研究センター、障害者職業能力開発校の衛生検査室に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 ・人体から採取した検体の検査	日額 900円
解剖等作業手当	知事が指定する医師	人の死体の検案、解剖若しくは処理作業に従事したとき又は人の死体の解剖補助作業に従事したとき	日額 1,600円
麻薬取締員手当	麻薬及び向精神薬取締法の規定による麻薬取締員	司法警察員として行う麻薬の事故・事件調査	日額 1,300円
食肉検査作業手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜検査又は食鳥検査	日額 1,100円
狂犬病予防等作業手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する職員及び動物愛護センターの動物管理事務所に勤務する職員(狂犬病予防専従職員を除く。)	狂犬病予防等のための予防注射、検診、野犬の捕獲作業等	日額 800円
職業訓練指導員等手当	県立職業能力開発校、県立障害者職業能力開発校、障害者職業能力開発校において職業訓練に従事する職員	—	月額 26,800円
爆発物取締作業手当	当該業務に従事する職員	火薬類検査、高圧ガス設備検査又は高圧ガスメーターの検査等の作業に従事したとき	日額 360円
教務手当	知事が指定する施設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務を担当する職員のうち、知事が指定する者	月額 26,100円
種雄牛取扱作業手当	知事が指定する施設の職員	精液の採取等のために種雄牛を御する作業のうち知事が指定するもの	日額 260円
家畜保健衛生業務手当	当該業務に従事する職員	家畜伝染病予防法に基づく農場への立入検査、注射等	日額 1,100円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
漁業取締 調査手当	(1) 当該業務に従事する職員 (2) 農林水産技術総合センターに勤務する職員	(1) 漁業取締船に乗り組み、漁業の取締りに従事したとき (2) 船舶に乗り組み、水産資源の調査研究に係る水産動植物の採捕作業に従事したとき	日額 取締手当額 500円 調査手当額 380円
特殊現場 作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設作業現場において特に危険を伴うおそれのある作業又はその作業の指導監督に従事したとき (2) 掘削中のトンネルの坑内における掘削作業若しくはその作業の坑内における指導監督に従事したとき等 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の指導監督に従事したとき (4) 地表面下4m以上の深所（以下「深所」という。）における作業又はその作業の深所における指導監督に従事したとき (5) 建築基準法に規定する昇降機又は工作物の検査に従事したとき (6) 潜水による作業又はその作業の潜水による指導監督に従事したとき	日額 330円 （(1)、(3)については地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円） (6)日額 700円 （潜水深度30mを超える時は1,400円）
用地取得 等交渉手 当	知事が指定する行政機関等に勤務する職員	庁舎外において農業土木事業、土木事業又は県営住宅事業の施行に伴う用地の取得若しくは使用、補償若しくは住宅の建替えのための交渉又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉のうち知事が指定するものに従事したとき	日額 700円 （ただし、正規の勤務時間以外の時間又は休日等の正規の勤務時間での交渉800円加算）
水上作業 手当	当該業務に従事する職員	(1) 水上における灯浮標の設置、交換、撤去若しくは修理又は蓄電池の交換の作業に従事したとき (2) 水上におけるダム管理のために浮遊物の除去作業に従事したとき (3) 水上における水質又は汚泥等の調査研究のうち、知事が指定する作業に従事したとき	日額 280円
道路管理 作業手当	右記業務に従事する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業のうち知事が指定するもの	日額 300円
除雪作業 手当	当該業務に従事する職員	知事が指定する除雪等の作業に従事したとき	日額 450円 （作業の全部又は一部が午前0時から午前7時までの間に行われたとき1,050円、特に困難を伴う作業200円加算）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水防災害 応急作業 手当	知事が指定する行政機関に勤務する職員	道路、河川の堤防等のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事したとき	巡回監視 日額 450円 応急作業等 日額 650円 （日没時から日没までは600円加算） （知事が著しく危険であると認める区域内の作業は100/100加算）
公物管理 作業手当	当該業務に従事する職員	庁舎外において、道路、河川等の管理上必要な調査等のうち著しく困難を伴うもの、県営住宅の明渡しに関する作業のうち知事が指定するもの又は代執行に従事したとき	日額 280円
交代制変 則勤務等 手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務に従事したとき (2) 正規の勤務時間（休日等に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間に行われる知事の指定する業務に従事したとき (3) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年1月3日までの間において行われる知事の指定する業務に従事したとき	(1) 2時間未満 1回 500円 2時間以上 1回 600円 全時間 1回 1,100円 (2) 1回 1,620円 (3) 3,500円、3,100円

【技能労務職】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する動物愛護技術員	狂犬病予防等のため、予防注射、検診、野犬の捕獲又は個別訪問等の作業に従事したとき	日額 1,000円
家畜ふん 尿取扱作 業手当	県立農林水産技術総合センターに勤務する試験研究技術員その他知事が指定する職員	家畜のふん尿の処理作業に1日2時間以上従事したとき	日額 280円
衛生検査 作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 (2) 人体から採取した検体の検査のうち知事が指定するもの	日額 900円

※ 上記以外の手当については、一般職員の例による

【企業庁】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督	日額 330円 ((1) 及び (3) で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの	日額 280円
用地取得等交渉手当	地方機関に勤務する職員	庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉	日額 700円 (正規の勤務時間外 (休日の正規の勤務時間を含む。) に交渉した場合800円を加算)
発電業務手当	当該業務に従事する職員	発電所における水力発電に関する保守及び監視の業務	日額 300円
水道業務手当	当該業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が、午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる水道用水又は工業用水の供給に関する機械及び施設の運転・保守・監視の業務	1勤務 770円 (1人勤務の場合960円)
管路巡視等作業手当	当該業務に従事する職員	水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業	日額 200円
水質検査作業手当	当該業務に従事する職員	水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業	日額 280円

【病院局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神結核保健業務手当	当該業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送	日額 330円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
放射線作業手当	当該業務に従事する職員	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	日額 900円 (1ヶ月当たりの放射線被ばく量が基準以上の場合、別途月額7,000円)
		(2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務	
結核病棟等勤務手当	(1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員	(1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診療、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助	1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 (1) 院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 … 1 (2) 上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 … 2
	(2) 県立淡路病院に勤務する自動車運転員	(2) 精神科患者を輸送するための自動車運転の業務	
	(3) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員	(3) 洗濯の業務	
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理	日額 300円
衛生検査作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 人体から採取した検体の検査	日額 900円 (補助業務：日額300円)
		(2) (1)の補助作業	
解剖等作業手当	職員（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。）	人の死体の解剖補助作業	日額 1,600円
看護業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師	(1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核病患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務	(1)月額 21,500円
		(2) ICU（集中治療室）等における重症患者の看護業務	(2)月額 6,500円
精神科病院勤務手当	光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者	—	月額 4,400円
教務手当	次の学校に勤務する職員 ・柏原看護専門学校 ・淡路看護専門学校	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務	月額 26,100円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
夜間看護 等手当	病院に勤務する看護 師（看護業務の 補助に従事する者 を含む。）等	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部 が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間） に行われる看護等の業務	深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,500円 ・深夜勤務が2時間以上 4時間未満 1回 3,100円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 ・深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円
		(2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の 1月3日までの間の日において行われる業務	勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円
交代制変 則勤務等 手当	当該業務に従事す る職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部 が午後10時から翌日の午前7時までの間にお いて行われる業務	(1) 2時間未満 1回 500円 2時間以上 1回 600円 全時間 1回 1,100円
		(2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急 医療その他管理者の指定する業務	(2) 1回 1,620円
診療応援 手当	医師・歯科医師職 給料表の適用を受 ける職員	県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務（入 院患者の病状の急変等に対処するための当直勤 務を含む。）	(1)当直勤務以外 従事時間数 3時間以上 1回 15,000円 3時間未満 1回 9,000円 (2)当直勤務 従事時間数 5時間以上 1回 7,000円 5時間未満 1回 3,500円 (3)在勤する県立病院 において他の県立 病院の患者の検体 に係る病理診断に 従事した場合 1日につき 1,000円に患者数 を乗じて得た額。 （1日の上限 15,000円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊診療手当	(社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する職員	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	(1)指導医・専門医 4時間超 1件 6,800円 2時間超4時間まで 1件 4,600円 2時間まで 1件 3,800円 (2)認定医・標榜医 4時間超 1件 3,400円 2時間超4時間まで 1件 2,300円 2時間まで 1件 1,900円
		医師である職員	「ハイリスク分娩(妊娠)管理加算」の対象症例に該当する患者の分娩(妊娠)管理業務又は「母体・胎児集中治療室」に収容する患者の分娩(妊娠)管理業務
		正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間における分娩業務	1分娩につき 10,000円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ② 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ③ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ④ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休	(1)①日額 6,400円 重大な災害で、週休日又は休日等の場合 4,000円 (7時間45分を超えた場合 2,400円加算) ②人事委員会の承認を得て規則で定める額 ③日額 6,000円 ④ " 6,000円 (2)日額 3,400円 (3) " 3,400円 (4) " 2,400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		日、休日等又は半日勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	(5) " 900円
教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する教諭のうち、その職務が困難である職務を担当する主任等	(1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で(1)と同様の職務	日額 200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導を担当する職員	—	日額 290円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭である職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員	—	給料（教職調整額を含む）月額 $\frac{10}{100}$ （管理職手当を受けるとは $\frac{8}{100}$ ）
昼夜間等兼務手当	当該業務に従事する教頭、主幹教諭、教諭及び講師	(1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務	1時間 2,800円
舎監手当	正規の勤務時間以外の時間に特別支援学校又は高等学校の寄宿舍において舎監として舎務に1時間以上従事した昼間課程又は夜間課程の授業を本務とする職員	(1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務	(1) 1回 2,000円 (2) " 1,200円
農業実習指導手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務中における農業実習についての生徒の指導	1回 1,100円 （業務が5時間未満の場合 550円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制勤務手当	県立高等学校に勤務する事務職員のうち、夜間課程を置く高等学校に勤務する者で正規の勤務時間が夜間にあるもの	夜間課程の業務	日額 250円
特別支援学校業務手当	行政職員等のうち特別支援学校に勤務する者	児童及び生徒の教育に付随する業務	月額 4,700円

【警察本部】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1号 刑事作業	(1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した者	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)	(1) ・捜査本部が設置されてから30日間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2)日額 560円
	(2) 当該作業に専従する職員として登録した者 (1)を除く。		
1号の2 銃砲等特別作業	当該作業に従事する職員	(1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物(以下「銃砲等」という。)を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業	(1) ・固定配置以外の場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円
		(2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業 (1)を除く。	(2) ・固定配置以外の場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円
		(3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置による犯罪の予防の作業	(3)日額 820円
1号の3 海外犯罪情報収集作業	当該作業に従事する職員として警察本部長が指定する者	犯罪情報の海外における収集作業	日額 1,100円
2号 鑑識作業	当該作業に専従する職員として登録した者	指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業	現場鑑識 日額 560円 その他の鑑識 日額 280円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
3号 自動二輪 車等運転 作業	当該作業に専従する職員として登録した者	高速道路等以外の道路における交通取締用自動車及び無線自動車の事件・事故等に伴う緊急走行運転作業(交通捜査作業に該当するものを除く。)	(1)自動二輪車の運転 日額 560円 (2)無線自動車の運転 日額 420円
4号 特殊車運 転作業	当該作業に専従する職員として登録した者	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業	日額 300円
5号 警察用船 舶運航作 業	当該作業に専従する者	警察用船舶の緊急配備、事件・事故等の現場、水難救助の訓練における運航作業	日額 250円
6号 交通捜査 作業	当該作業に専従する職員として登録した者	道路上における人の死傷(軽傷は除く。)を伴う交通事故事件、悪質又は危険な交通法令違反の捜査及び暴走族の取締の作業、前記作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業	日額 高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円
8号 警ら作業	当該作業に専従する職員として登録した者	事件・事故等の現場における警ら作業	日額 340円
11号 看守作業	当該作業に従事する職員	看守作業	日額 250円
12号 立入検査 作業	当該作業に従事する職員で本部長が指定する者	火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業	日額 280円
13号 潜水作業	当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	潜水作業	日額 450円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
14号 災害救助 作業、救 助作業	当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	危険を伴う救助作業	日額 ・災害現場における 災害救助 840円 (立入禁止区域内 等で行う場合840 円加算) ・その他 450円
15号 死体取扱 作業	(1) 当該作業に専 従する職員と して登録した 者	(1) 検視及び解剖立会の作業	(1)日額 3,200円
	(2) 当該作業に従 事する職員 (1)を除く。)	(2) 死体取扱作業	(2)日額 ・解剖補助及び損 傷著しい死体取 扱い 3,200円 ・その他 1,600円
16号の2 国際緊急 援助活動 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動業務	日額 4,000円 (心身に著しい負担 の場合2,000円以内 で加算)
16号の3 警護等作 業	(1) 当該作業に専 従する職員とし て登録した者	(1) 側近警衛又は身辺警護の作業	(1)日額 ・天皇等の警衛 1,150円 ・その他の警護対 象者の警護 640円
	(2) 当該作業に従 事する職員	(2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は 先導して行う輸送警備作業	(2)日額 640円
17号 夜間特殊 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	深夜の全部 1回 1,100円 深夜の一部 2時間以上 1回 730円 2時間未満 1回 410円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
18号 爆発物処 理等作業	(1) 当該作業に従事する職員として登録した者	(1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業	(1) 1件 5,200円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業	(2) ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 ・特殊危険物質等が発散又は漏えいするおそれのある現場において行う作業 1件 2,600円
	(3) 当該作業に従事する職員	(3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で行う作業((2)を除く。)	(3) 1件 250円
22号 航空従事 者の業務	当該業務に従事する職員として登録した者	航空従事者の業務	(1)事業用操縦士 月額 92,200円 (搭乗した場合1時間につき3,400円加算) (2)自家用操縦士 月額 67,600円 (搭乗した場合1時間につき3,400円加算) (3)航空整備士 月額 27,100円 (搭乗した場合1時間につき2,200円加算)
23号 航空機搭 乗作業	当該作業に従事する職員(22号の業務を除く。)	航空機に搭乗して行う作業	1時間 1,900円 (航空機から降下して行う作業は1日870円加算)
25号 緊急呼出 夜間処理 作業	当該作業に従事する職員のうち本部長が指定する者	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼び出しを受け、夜間における犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業、鑑識・鑑定の作業、交通捜査作業及び爆発物処理等の作業	1回 1,240円

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会では、平成20年10月9日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

1 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「新行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

2 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約54,800人について「平成20年職員給与実態調査」を実施した。

ア 平均給与月額（平成20年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料376,244円、扶養手当10,744円、地域手当24,432円、その他手当33,925円、計445,375円となっている。

イ 職員数及び職員構成（平成20年4月1日現在）

職員は、総数54,823人、平均年齢43.3歳、平均経験年数21.3年となっている。

【表1】 職員の給料表別平均給与額

（平成20年4月1日）

項目 給料表	1人当たり平均給与月額							
	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	計
行政職	円 349,326	円 11,625	円 23,956	円 4,949	円 15,354	円 7,956	円 3,104	円 416,270
研究職	396,267	14,859	24,799	5,878	18,814	9,455	3,374	473,446
医師・歯科医師職	488,850	11,355	73,924	8,013	13,970	68,105	195,821	860,038
看護職	386,161	6,833	30,404	9,917	16,894	0	0	450,209
警察職	336,560	14,105	25,203	4,723	14,935	1,076	8,558	405,160
大学教育職	(12,004) 462,953	12,724	27,769	8,654	14,277	3,348	629	530,354
高等学校教育職	(22,729) 416,079	12,087	25,070	4,980	10,710	2,512	23,143	494,581
中・小学校教育職	(15,859) 389,442	8,376	23,890	4,824	7,800	4,675	17,008	456,015
任期付研究員	332,748	0	16,387	0	24,505	0	1,493	375,133
特定任期付職員	852,000	0	110,760	0	0	0	0	962,760
一般任期付職員	329,769	6,500	24,943	0	15,300	31,244	0	407,756
職員平均値	(10,685) 376,244	10,774	24,432	4,894	11,173	4,226	13,632	445,375

(注) 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表2】給料表別職員数等

(平成20年4月1日)

	行政職	研究職	医師・歯科 医師職	看護職	警察職	大学 教育職	高等学校 教育職	中・小学校 教育職	任期付 研究員	特定任期 付職員	一般任期 付職員	計
人員 (人)	9,604	256	38	6	11,430	543	8,280	24,660	3	1	2	54,823
平均年齢 (歳)	43.7	45.2	50.0	51.2	39.1	47.2	46.1	44.0	31.7	65.0	48.0	43.3
平均経験 年数(年)	22.3	22.2	24.9	31	18.4	23.4	23.4	21.6	3.7	41.0	23.5	21.3

3 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,920のうちから抽出した420の事業所を対象に「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約17,800人について、平成20年4月分の給与月額等を調査した。

4 職員給与の改定等

ア 公民較差

区 分	民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
金 額 (率)	423,805円	423,883円 [402,673円]	△ 78円 (△0.02%)
			(21,132円) (5.25%)

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 [] 内は新行財政構造改革推進方策を踏まえた給与抑制措置後の額。

イ 月例給

公民較差は極めて小さいことから、月例給の改定は行わないこととした。

ウ 期末・勤勉手当等

民間の年間支給割合4.49月分は、職員の年間支給月数4.50月分と概ね均衡していたことから、改定は行わないこととした。

エ 医師職に対する初任給調整手当

医師の確保は、依然、困難な状況にあるため、国及び他の都道府県の状況、本県の実情を考慮して改定する必要がある。

オ その他の課題

(1) 住居手当

国及び他の都道府県の状況を考慮する必要がある。

(2) 交通用具使用者に係る通勤手当

本県の民間の支給状況や国の状況等を考慮すると、改定するには困難な状況であるが、原油価格の高騰によるガソリン価格の上昇が交通用具使用者に影響を及ぼしている中、引き続き、民間、国及び他の都道府県の動向等に留意していく必要がある。

(3) 単身赴任手当

国及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

(4) 教員給与の見直し

文部科学省において、義務教育等教員特別手当及び特殊業務手当等の見直しが、順次、図られているところであり、これを踏まえ、他の都道府県の状況を考慮して適切に対応する必要がある。

(5) 勤務実績の給与への反映

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

(6) 非常勤職員の勤務条件

人事院は、非常勤職員の在り方について言及し、また、総務省に、「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」が設置されたところである。

今後、国及び他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

(7) 給与構造改革期間終了後の取組

人事院は、平成18年度から平成22年度までの給与構造改革の取組の終了時点において、必要に応じ、更なる見直しを検討するとしており、今後の国の動向に留意する必要がある。

5 職員の勤務時間

勤務時間は、給与と同様に基本的な勤務条件であり、法に定める情勢適応の原則に基づき、社会一般の情勢に適応するよう定めるべきものとされている。

人事院は、民間企業の所定労働時間の調査結果を踏まえ、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持し、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきとしたうえで、国家公務員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当であると勧告している。

本県の民間の状況も国と同様の結果であり、職員の勤務時間については、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスの低下等を招かないことを基本として、民間、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、見直しを行うことが適当である。

6 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇制度等

- ・ 今後とも引き続き、計画的な業務執行や事務事業の効率化等、事務改善を積極的に進めるなど、超過勤務の縮減に向けた実効性のある更なる取組が必要である。
- ・ 年次休暇については、その取得促進について引き続き取り組む必要がある。
- ・ 育児に関する休暇・休業制度については、取得しやすい職場環境づくりが進められているが、男性職員の育児休業の取得を、さらに奨励していく必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・ 心の健康は、長時間労働等の勤務状況、チームワークの欠如やハラスメント等の職場での人間関係と深いかわりを持つ場合もあることから、職場全体の課題としての認識のもと、管理監督職が率先して取り組む必要がある。

(3) 職員の大量退職等への対応

- ・ 人事院は、定年年齢を平成25年度から段階的に65歳まで延長することを中心に検討を進めるとしており、国における検討の状況及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。
- ・ 職員の採用においては、優秀な人材の確保が必要であるが、受験者の減少など厳しい状況にある。これまでの広報活動等に加え、今後、さらに、魅力ある職場づくりとともに、本県での働きがいなどの情報発信等に積極的に取り組み、受験者の確保に努めていく必要がある。

II 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の採用について

ア 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施している。

平成20年度の受験者数は、計1,767人（上級職1,230人、中級職71人、初級職215人、上級職（経験者）251人）となっている。

(7) 平成20年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では受験者数1,230人に対し、最終合格者数は136人で、競争率は前年度を1.1ポイント下回る9.0倍となった。

このうち一般事務職では480人が受験し、最終合格者数は41人、競争率は前年度を4.7ポイント下回る11.7倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は、過去最高の52.2%となった。

b 中級採用試験

全体では受験者数71人に対し、最終合格者数は9人で、競争率は前年度を1.3ポイント上回る7.9倍となった。

c 初級採用試験

全体では受験者数215人に対し、最終合格者数は27人で、競争率は前年度を0.4ポイント下回る8.0倍となった。

このうち一般事務職では79人が受験し、最終合格者数は8人、競争率は前年度を1.5ポイント下回る9.9倍となった。

d 経験者採用試験（上級）

全体では受験者数251人に対し、最終合格者数は7人で、競争率は前年度を12.9ポイント下回る35.9倍となった。

このうち一般事務職では213人が受験し、最終合格者数は5人、競争率は前年度を20.2ポイント下回る42.6倍となった。

(i) 平成20年度の各競争試験の日程

区 分	受付期間	第1次 試験日	第1次 試験地	第2次 試験日	第2次 試験地	最終合格 発表日
上 級 採用試験	〈インターネット〉 20. 5. 26～20. 6. 6 〈郵送〉 20. 5. 26～20. 6. 11 〈持参〉 20. 5. 26～20. 6. 13	20. 6. 29	神戸市	20. 7. 23 ～20. 8. 22 のうち指定 する2日	神戸市	20. 9. 2
中 級 採用試験	〈インターネット〉 20. 8. 15～20. 8. 27	20. 9. 28	神戸市	20. 10. 28 ～20. 10. 31 のうち指定 する1日	神戸市	20. 11. 14
初 級 採用試験	〈郵送〉 20. 8. 15～20. 9. 5 〈持参〉 20. 8. 15～20. 9. 10		姫路市 豊岡市			
経験者 採用試験 (上級)	〈インターネット〉 20. 12. 5～20. 12. 18 〈郵送〉 20. 12. 5～20. 12. 22 〈持参〉 20. 12. 5～20. 12. 25	21. 1. 11	神戸市 東京都	21. 1. 31 ～21. 2. 1 のうち指定 する1日	神戸市	21. 2. 13

(g) 平成20年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 22歳～30歳（平成21年4月1日現在） ただし、保健師は21歳～30歳、児童福祉司・職業訓練指導員（情報系学科）は22歳～34歳、獣医師は24歳～34歳</p> <p>イ 21歳（平成21年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を平成21年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、児童福祉司、職業訓練指導員（情報系学科）、環境科学職にあつては、免許・資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式45題（一部選択解答制） 2時間30分</p> <p>専門試験</p> <p>事務系職種 択一式50題 2時間 技術系職種 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験</p> <p>一般事務職 （個別面接①、個別面接②、個別面接③及びプレゼンテーション試験）</p> <p>一般事務職以外の職種 （個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験）</p> <p>適性検査</p>
中 級 採用試験	<p>1 臨床検査技師、診療放射線技師 21歳～26歳（平成21年4月1日現在）</p> <p>2 土木職 20歳～25歳（平成21年4月1日現在）</p> <p>3 土木職にあつては、大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>4 土木職以外の職にあつては、免許取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 択一式40題 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験（個別面接①及び個別面接②）</p> <p>適性検査</p>
初 級 採用試験	<p>18歳～24歳（平成21年4月1日現在） 大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。 定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 技術系職種 択一式40題 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②）</p>
経験者 採用試験 （上級）	<p>28歳～34歳（平成21年4月1日現在）</p>	<p>第1次試験</p> <p>一般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験）</p> <p>適性検査</p>

(イ) 平成20年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職 種	採 用 予定数	申 込 者数	第 1 試 験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合 格 者 数 : B	競争率 (A/B)	採用 者数	辞退 者数	
				受験者数:A	合格者数						
上 級	一 般 事 務 職	人 35	人 704	人 480	人 123	人 94	人 41	倍 11.7	人 35	人 6	
	警 察 事 務 職	12	153	108	42	33	14	7.7	13	1	
	教 育 事 務 職	5	62	40	15	14	5	8.0	4	1	
	保 健 師	3	38	30	9	8	3	10.0	3	0	
	栄 養 士	2	119	93	6	6	2	46.5	2	0	
	獣 医 師	10	29	23	23	16	8	2.9	6	2	
	薬 剤 師	11	65	48	36	32	12	4.0	11	1	
	児 童 福 祉 司	3	29	21	9	8	3	7.0	3	0	
	心 理 判 定 員	2	74	62	6	5	2	31.0	2	0	
	職業訓練指導員(情報系学科)	2	8	6	5	3	1	6.0	1	0	
	農 学 職	5	69	50	18	12	6	8.3	5	1	
	農 業 土 木 職	1	12	9	3	2	1	9.0	1	0	
	林 学 職	3	27	22	9	9	3	7.3	2	1	
	水 産 職	1	13	10	3	3	1	10.0	1	0	
	環 境 科 学 職	5	53	44	18	13	5	8.8	5	0	
	土 木 職	(一 般 土 木)	10	68	47	33	26	11	4.3	10	1
		(造 園)	1	7	3	2	2	1	3.0	1	0
	建 築 職	(一 般)	4	17	11	10	8	4	2.8	4	0
		(警 察)	1	3	3	2	2	0	-	0	0
	機 械 職	1	17	10	3	2	1	10.0	1	0	
電 気 職	1	8	6	3	3	1	6.0	0	1		
小 中 学 校 事 務 職	9	135	104	34	30	11	9.5	11	0		
計	127	1,710	1,230	412	331	136	9.0	121	15		
中 級	臨 床 検 査 技 師	4	41	39	15	12	5	7.8	3	2	
	診 療 放 射 線 技 師	3	30	27	9	9	3	9.0	3	0	
	土 木 職	3	6	5	4	2	1	5.0	1	0	
	計	8	77	71	28	23	9	7.9	7	2	
初 級	一 般 事 務 職	8	107	79	33	30	8	9.9	7	1	
	警 察 事 務 職	4	49	43	15	15	5	8.6	4	1	
	教 育 事 務 職	1	14	12	4	4	1	12.0	1	0	
	土 木 職	1	5	4	4	3	1	4.0	1	0	
	小 中 学 校 事 務 職	8	95	77	36	36	12	6.4	8	4	
	計	22	270	215	92	88	27	8.0	21	6	
経 験 者 (上 級)	一 般 事 務 職	5	300	213	18	15	5	42.6	5	0	
	土 木 職	2	50	38	6	5	2	19.0	2	0	
	計	7	350	251	24	20	7	35.9	7	0	
合 計	164	2,407	1,767	556	462	179	9.9	156	23		

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、69～70ページを参照）

人事委員会が平成20年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(4) 6	0	1	1	0	3	3	4	0	0	(4) 18
教育委員会	(2) 2	0	5	0	22	17	4	0	0	0	(2) 50
警察本部	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
病院局	(8) 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(8) 8
計	(14) 16	0	6	1	24	20	7	4	0	0	(14) 78

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(3) 3	0	0	0	(3) 3
警察本部	0	(4) 4	0	0	0	(4) 4
計	0	(8) 8	0	0	0	(8) 8

c 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	18	7	25
計	18	9	27

d 警察職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	5	12	10	0	16	4	5	2	54

※ () 内は公募による採用選考試験等により選考を行った者を内書きした。

病院局(8)については、平成19年度職員採用選考試験合格者で、免許取得等により正式採用となった者3名を含む。

(イ) 平成20年度職員採用選考試験実施状況

実 施 日	職 種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
20.9.9 (一部職種は 20.9.9及び 20.10.3)	産業技術職(有機材料系)	上級	人 1	人 12	人 1	人 1	人 0
	理化学職(法医)	〃	2	37	2	2	0
	理化学職(物理)	〃	1	8	1	1	0
	理化学職(化学)	〃	1	19	1	1	0
	臨床工学技士	中級	3	12	3	3	0
20.11.19	事務職 (身体に障害のある人対象)	初級	3	44	3	2	1
21.2.18	獣医師	上級	2	4	1	1	0
	職業訓練指導員(金属加工系学科)	〃	1	4	1	1	0
	職業訓練指導員(機械系学科)	〃	1	6	0	0	0
	研究員(景観・公園計画学)	〃	1	2	1	1	0
	研究員(環境情報学)	〃	1	5	1	1	0
	研究員(陸生脊椎動物との共生生態学)	〃	1	4	1	1	0
臨床工学技士	中級	2	7	2	2	0	
21.2.18	児童自立支援専門員[特別選考]	上級	2	2	2	2	0
合 計			22	166	20	19	1
う ち 上 級			14	103	12	12	0
う ち 中 級			5	19	5	5	0
う ち 初 級			3	44	3	2	1

(2) 職員の昇任について

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職3～6級、研究職2～3級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4級、警察職2～7級への職員の昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成20年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成20年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	114	69	44	11	1	1	240
教育委員会	34	14	4	1	0	0	53
警察本部	8	1	0	0	0	0	9
監査委員	0	0	0	1	0	0	1
企業庁	2	1	0	0	0	0	3
病院局	12	5	3	0	0	0	20
計	170	90	51	13	1	1	326

※その他・・・防災監

(i) 研究職

(人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	9	6	15
警察本部	1	1	2
計	10	7	17

(ii) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
病院局	21	15	36

(iii) 看護職

(人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	10	1	1	12

(iv) 警察職

(人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	39	26	65

(3) 広報等の取り組みについて

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(7) 大学等での試験説明会

近畿の大学等に職員が出向き、試験制度や採用後の待遇、兵庫県政等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を、平成20年度は28か所で開催し、726名が参加した。

(4) 職員ガイダンス

(a) 上級職採用試験受験者対象

大学3年生を主な対象として、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明会や職場見学会を実施した。平成20年度は3日間開催し、295名が参加した。

(b) 中級・初級採用試験受験者対象

短大生や高校3年生を主な対象として、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明会を実施した。平成20年度は1日開催し、47名が参加した。

(7) その他

平成21年1月及び3月に、民間企業主催による企業就職説明会（神戸サンボーホール（2日間）、大阪城ホール（2日間）、京都メルパーク（1日間））に出展し、県政と県職員の魅力をPRした。（5日間で530名参加）

イ 兵庫県ホームページ「採用試験ページ」の運営

- ・ 動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成20年度は約18万件のアクセスがあった。
- ・ 上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考の受験申込書をダウンロードし、郵送又は持参により申し込めるようにしている。平成20年度はこれによる申込者数が851人で、申込者数全体の34.6%を占めた。また、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成20年度はこれによる申込者が580人で、申込者数全体の23.6%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験の受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。

平成20年度は11回の配信を行い、発行部数は約1,200部である。

(参考)

行政職級表

級	該当の職
2級	定型的な業務を行う職
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職
4級	主任の職など
5級	主査、地方機関の課長補佐の職など
6級	本庁の課長補佐及び係長の職、地方機関の課長の職など
7級	本庁の室長、副課長及び主幹の職、地方機関の副所長及び主幹の職など
8級	本庁の課長の職又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職又は県民局の所長の職など
9級	本庁の局長の職、困難な業務を所掌する地方機関の長の職又は県民局の副局長の職など
10級	本庁の部長の職又は困難な業務を所掌する局長の職、県民局長の職など
特10級	理事の職など

研究職級表

級	該当の職
1級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職
2級	研究員の職など
3級	試験研究機関の課長の職など
4級	試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など
5級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など

医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1級	医療業務を行う職
2級	地方機関の医長の職など
3級	地方機関の長の職など
4級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

看護職級表

級	該当の職
1 級	准看護師の職
2 級	看護師の職など
3 級	主任の職など
4 級	地方機関の課長の職、主査の職など
5 級	地方機関の副所長の職など
6 級	地方機関の長の職など
7 級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

警察職級表

級	該当の職
1 級	巡査の行う職
2 級	巡査長の行う職など
3 級	主任の職、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職など
4 級	係長の職、困難な業務を行う主任の職など
5 級	上席係長の職など
6 級	警察本部の課長補佐の職、警察署の課長の職など
7 級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職、困難な業務を行う警察署の課長の職など
8 級	警察本部の次席の職、警察署の副署長の職など
9 級	警察本部の課長の職、警察署の署長の職など

Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成20年度における係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成20年度新規要求件数は1件であり、平成21年度に繰り越した。

区 分	平成19年度末 (20.3.31) 係属件数	平成20年度		平成20年度末 (21.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	1	0	1
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた不服申立ての平成20年度の係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成19年度からの繰越係属件数は2件、平成20年度における新規申立件数は2件の計4件であり、うち3件が平成20年度中に終結し、うち1件が平成21年度に繰り越した。

区 分	平成19年度末 (20.3.31) 係属件数	平成20年度		平成20年度末 (21.3.31) 係属件数	平成20年度 口頭審理 開催回数
		申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	1	1	1	4
	停 職	0	0	0	0
	減 給	1	0	1	0
	戒 告	0	0	0	0
そ の 他	0	1	1	0	0
計	2	2	3	1	4